

付議案第 71 号

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

福岡市教育委員会

教育長 下川 祥二

理由

本件は、会計年度任用職員の給与改定の時期の改定に伴い、福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により付議するものである。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（給与改定の時期）

第 7 条 フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与改定の時期については、市規則の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（給与の内扱）

2 改正後の規則第 7 条の規定を教育長が定める職員に適用する場合においては、この

規則による改正前の福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(給与改定の時期)</p> <p>第7条 <u>条例又は条例に基づく規則（以下「条例等」という。）の改正により他の職員の給与の額等に改定があった場合であって、他の職員の例により定める会計年度任用職員の給与の額等を改定する必要があるときにおける当該給与改定については、改正後の条例等の施行の日（以下「施行日」という。）の翌年度以降の給与（施行日が4月1日であるときは、施行日以降の給与）について行うものとする。</u></p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(給与改定の時期)</p> <p>第7条 <u>フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の給与改定の時期については、市規則の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員の例による。</u></p>
第8条 (略)	第8条 (略)

現 行	改 正 案
	<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (給与の内扱)</p> <p>2 改正後の規則第7条の規定を教育長が定める職員に適用する場合においては、この規則による改正前の福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内扱とみなす。</p>

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則案

1 改正の理由

会計年度任用職員の給与改定の時期の改定に伴い、福岡市立学校の会計年度任用職員の給与に関する規則の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

福岡市立学校の会計年度任用職員の給与改定の時期について、福岡市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和元年福岡市規則第8号）の適用を受ける会計年度任用職員の例によることとするもの。

○給与改定の時期の改定内容

現 行	改正後（市規則の適用を受ける会計年度任用職員の例）	
<u>正規職員の給与改定の 施行日の翌年度</u>	12月期末手当支給対象者	<u>正規職員の給与改定の 施行年度の4月1日</u>
	上記以外	<u>正規職員の給与改定の 施行年度の1月1日</u>

3 施行期日

公布日